

お客さま 各位

2023 年 3 月 3 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの
支払期日の延長等について（3月3日一部変更）**

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2022 年 11 月分、12 月分、2023 年 1 月分、2 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2023 年 3 月分、4 月分を 3 ヶ月、2023 年 5 月分、6 月分を 2 ヶ月、2023 年 7 月分、8 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～2022 年 10 月分 (2020 年 4 月～2022 年 11 月ご請求)	5 ヶ月間	
2022 年 11 月分 (2022 年 12 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2022 年 12 月分 (2023 年 1 月ご請求)	3 ヶ月間	5 ヶ月間
2023 年 1 月分 (2023 年 2 月ご請求)	2 ヶ月間	4 ヶ月間
2023 年 2 月分 (2023 年 3 月ご請求)	1 ヶ月間	4 ヶ月間
2023 年 3 月分 (2023 年 4 月ご請求)	—	3 ヶ月間
2023 年 4 月分 (2023 年 5 月ご請求)	—	3 ヶ月間
2023 年 5 月分 (2023 年 6 月ご請求)	—	2 ヶ月間
2023 年 6 月分 (2023 年 7 月ご請求)	—	2 ヶ月間
2023 年 7 月分 (2023 年 8 月ご請求)	—	1 ヶ月間
2023 年 8 月分 (2023 年 9 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-769-677（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2023 年 1 月 27 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの
支払期日の延長等について（1 月 27 日一部変更）**

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2022 年 10 月分、11 月分、12 月分、2023 年 1 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。
また、2023 年 2 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～2022 年 9 月分 (2020 年 4 月～2022 年 10 月ご請求)	5 ヶ月間	
2022 年 10 月分 (2022 年 11 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2022 年 11 月分 (2022 年 12 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2022 年 12 月分 (2023 年 1 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2023 年 1 月分 (2023 年 2 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2023 年 2 月分 (2023 年 3 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-769-677（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2022 年 12 月 27 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの
支払期日の延長等について（12 月 27 日一部変更）**

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2022 年 9 月分、10 月分、11 月分、12 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2023 年 1 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～2022 年 8 月分 (2020 年 4 月～2022 年 9 月ご請求)	5 ヶ月間	
2022 年 9 月分 (2022 年 10 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2022 年 10 月分 (2022 年 11 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2022 年 11 月分 (2022 年 12 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2022 年 12 月分 (2023 年 1 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2023 年 1 月分 (2023 年 2 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-769-677（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2022 年 12 月 1 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの
支払期日の延長等について（12 月 1 日一部変更）**

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2022 年 8 月分、9 月分、10 月分、11 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2022 年 12 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～2022 年 7 月分 (2020 年 4 月～2022 年 8 月ご請求)	5 ヶ月間	
2022 年 8 月分 (2022 年 9 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2022 年 9 月分 (2022 年 10 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2022 年 10 月分 (2022 年 11 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2022 年 11 月分 (2022 年 12 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2022 年 12 月分 (2023 年 1 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-769-677（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2022 年 10 月 28 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの
支払期日の延長等について (10 月 28 日一部変更)**

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2022 年 7 月分、8 月分、9 月分、10 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2022 年 11 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～2022 年 6 月分 (2020 年 4 月～2022 年 7 月ご請求)	5 ヶ月間	
2022 年 7 月分 (2022 年 8 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2022 年 8 月分 (2022 年 9 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2022 年 9 月分 (2022 年 10 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2022 年 10 月分 (2022 年 11 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2022 年 11 月分 (2022 年 12 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-769-677 (平日 9 時～17 時 年末年始除く)

お客さま 各位

2022 年 10 月 5 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの
支払期日の延長等について（10 月 5 日一部変更）**

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2022 年 6 月分、7 月分、8 月分、9 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2022 年 10 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～2022 年 5 月分 (2020 年 4 月～2022 年 6 月ご請求)	5 ヶ月間	
2022 年 6 月分 (2022 年 7 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2022 年 7 月分 (2022 年 8 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2022 年 8 月分 (2022 年 9 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2022 年 9 月分 (2022 年 10 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2022 年 10 月分 (2022 年 11 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-769-677（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2022 年 8 月 30 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの
支払期日の延長等について（8 月 30 日一部変更）**

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2022 年 5 月分、6 月分、7 月分、8 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2022 年 9 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～2022 年 4 月分 (2020 年 4 月～2022 年 5 月ご請求)	5 ヶ月間	
2022 年 5 月分 (2022 年 6 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2022 年 6 月分 (2022 年 7 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2022 年 7 月分 (2022 年 8 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2022 年 8 月分 (2022 年 9 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2022 年 9 月分 (2022 年 10 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-769-677（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2022 年 7 月 29 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの
支払期日の延長等について（7 月 29 日一部変更）**

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2022 年 4 月分、5 月分、6 月分、7 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2022 年 8 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～2022 年 3 月分 (2020 年 4 月～2022 年 4 月ご請求)	5 ヶ月間	
2022 年 4 月分 (2022 年 5 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2022 年 5 月分 (2022 年 6 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2022 年 6 月分 (2022 年 7 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2022 年 7 月分 (2022 年 8 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2022 年 8 月分 (2022 年 9 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-769-677（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2022 年 6 月 28 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの 支払期日の延長等について（6 月 28 日一部変更）

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2022 年 3 月分、4 月分、5 月分、6 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2022 年 7 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～2022 年 2 月分 (2020 年 4 月～2022 年 3 月ご請求)	5 ヶ月間	
2022 年 3 月分 (2022 年 4 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2022 年 4 月分 (2022 年 5 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2022 年 5 月分 (2022 年 6 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2022 年 6 月分 (2022 年 7 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2022 年 7 月分 (2022 年 8 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-769-677（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2022 年 6 月 1 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの 支払期日の延長等について（6 月 1 日一部変更）

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2022 年 2 月分、3 月分、4 月分、5 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2022 年 6 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～2022 年 1 月分 (2020 年 4 月～2022 年 2 月ご請求)	5 ヶ月間	
2022 年 2 月分 (2022 年 3 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2022 年 3 月分 (2022 年 4 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2022 年 4 月分 (2022 年 5 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2022 年 5 月分 (2022 年 6 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2022 年 6 月分 (2022 年 7 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-769-677（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2022 年 4 月 28 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの
支払期日の延長等について（4 月 28 日一部変更）**

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2022 年 1 月分、2 月分、3 月分、4 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2022 年 5 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～2021 年 12 月分 (2020 年 4 月～2022 年 1 月ご請求)	5 ヶ月間	
2022 年 1 月分 (2022 年 2 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2022 年 2 月分 (2022 年 3 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2022 年 3 月分 (2022 年 4 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2022 年 4 月分 (2022 年 5 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2022 年 5 月分 (2022 年 6 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-769-677（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2022 年 3 月 25 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの
支払期日の延長等について（3 月 25 日一部変更）**

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2021 年 12 月分、2022 年 1 月分、2 月分、3 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2022 年 4 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～2021 年 11 月分 (2020 年 4 月～2021 年 12 月ご請求)	5 ヶ月間	
2021 年 12 月分 (2022 年 1 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2022 年 1 月分 (2022 年 2 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2022 年 2 月分 (2022 年 3 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2022 年 3 月分 (2022 年 4 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2022 年 4 月分 (2022 年 5 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-769-677（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2022 年 3 月 1 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの 支払期日の延長等について（3 月 1 日一部変更）

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2021 年 11 月分、12 月分、2022 年 1 月分、2022 年 2 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。また、2022 年 3 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～2021 年 10 月分 (2020 年 4 月～2021 年 11 月ご請求)	5 ヶ月間	
2021 年 11 月分 (2021 年 12 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2021 年 12 月分 (2022 年 1 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2022 年 1 月分 (2022 年 2 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2022 年 2 月分 (2022 年 3 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2022 年 3 月分 (2022 年 4 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-769-677（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2022 年 2 月 1 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの 支払期日の延長等について（2 月 1 日一部変更）

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2021 年 10 月分、11 月分、12 月分、2022 年 1 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。
また、2022 年 2 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～2021 年 9 月分 (2020 年 4 月～2021 年 10 月ご請求)	5 ヶ月間	
2021 年 10 月分 (11 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2021 年 11 月分 (12 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2021 年 12 月分 (2022 年 1 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2022 年 1 月分 (2022 年 2 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2022 年 2 月分 (2022 年 3 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-769-677（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2021 年 12 月 23 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの 支払期日の延長等について（12 月 23 日一部変更）

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2021 年 9 月分、10 月分、11 月分、12 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2022 年 1 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～2021 年 8 月分 (2020 年 4 月～2021 年 9 月ご請求)	5 ヶ月間	
2021 年 9 月分 (10 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2021 年 10 月分 (11 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2021 年 11 月分 (12 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2021 年 12 月分 (2022 年 1 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2022 年 1 月分 (2022 年 2 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-769-677（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2021 年 11 月 29 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの
支払期日の延長等について（11 月 29 日一部変更）**

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2021 年 8 月分、9 月分、10 月分、11 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2021 年 12 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～2021 年 7 月分 (2020 年 4 月～2021 年 8 月ご請求)	5 ヶ月間	
2021 年 8 月分（9 月ご請求）	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2021 年 9 月分（10 月ご請求）	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2021 年 10 月分（11 月ご請求）	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2021 年 11 月分（12 月ご請求）	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2021 年 12 月分（2022 年 1 月ご請求）	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-769-677（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2021 年 10 月 25 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの 支払期日の延長等について (10 月 25 日一部変更)

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2021 年 7 月分、8 月分、9 月分、10 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2021 年 11 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～2021 年 6 月分 (2020 年 4 月～2021 年 7 月ご請求)	5 ヶ月間	
2021 年 7 月分 (8 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2021 年 8 月分 (9 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2021 年 9 月分 (10 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2021 年 10 月分 (11 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2021 年 11 月分 (12 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-769-677 (平日 9 時～17 時 年末年始除く)

お客さま 各位

2021 年 9 月 21 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの 支払期日の延長等について（9 月 21 日一部変更）

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2021 年 6 月分、7 月分、8 月分、9 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2021 年 10 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～2021 年 5 月分 (2020 年 4 月～2021 年 6 月ご請求)	5 ヶ月間	
2021 年 6 月分（7 月ご請求）	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2021 年 7 月分（8 月ご請求）	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2021 年 8 月分（9 月ご請求）	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2021 年 9 月分（10 月ご請求）	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2021 年 10 月分（11 月ご請求）	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-769-677（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2021 年 8 月 25 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの
支払期日の延長等について（8 月 25 日一部変更）**

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2021 年 5 月分、6 月分、7 月分、8 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2021 年 9 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～2021 年 4 月分 (2020 年 4 月～2021 年 5 月ご請求)	5 ヶ月間	
2021 年 5 月分（6 月ご請求）	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2021 年 6 月分（7 月ご請求）	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2021 年 7 月分（8 月ご請求）	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2021 年 8 月分（9 月ご請求）	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2021 年 9 月分（10 月ご請求）	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-769-677（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2021 年 7 月 16 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの 支払期日の延長等について（7 月 16 日一部変更）

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2021 年 4 月分、5 月分、6 月分、7 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2021 年 8 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～2021 年 3 月分 (2020 年 4 月～2021 年 4 月ご請求)	5 ヶ月間	
2021 年 4 月分（5 月ご請求）	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2021 年 5 月分（6 月ご請求）	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2021 年 6 月分（7 月ご請求）	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2021 年 7 月分（8 月ご請求）	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2021 年 8 月分（9 月ご請求）	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-769-677（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2021 年 6 月 16 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの 支払期日の延長等について（6 月 16 日一部変更）

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2021 年 3 月分、4 月分、5 月分、6 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2021 年 7 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～2021 年 2 月分 (2020 年 4 月～2021 年 3 月ご請求)	5 ヶ月間	
2021 年 3 月分（4 月ご請求）	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2021 年 4 月分（5 月ご請求）	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2021 年 5 月分（6 月ご請求）	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2021 年 6 月分（7 月ご請求）	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2021 年 7 月分（8 月ご請求）	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-769-677（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2021 年 5 月 13 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの 支払期日の延長等について（5 月 13 日一部変更）

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2021 年 2 月分、3 月分、4 月分、5 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2021 年 6 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 4 月分～2021 年 1 月分 (2020 年 5 月～2021 年 2 月ご請求)	5 ヶ月間	
2021 年 2 月分 (3 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2021 年 3 月分 (4 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2021 年 4 月分 (5 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2021 年 5 月分 (6 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2021 年 6 月分 (7 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-769-677（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2021 年 4 月 26 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの 支払期日の延長等について（4 月 26 日一部変更）

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2021 年 1 月分、2 月分、3 月分、4 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2021 年 5 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～12 月分 (4 月～1 月ご請求)	5 ヶ月間	
2021 年 1 月分 (2 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2021 年 2 月分 (3 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2021 年 3 月分 (4 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2021 年 4 月分 (5 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2021 年 5 月分 (6 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-554-841（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2021 年 3 月 17 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの
支払期日の延長等について（3 月 17 日一部変更）**

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2020 年 12 月分、2021 年 1 月分、2 月分、3 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2021 年 4 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～11 月分 (4 月～12 月ご請求)	5 ヶ月間	
12 月分 (1 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
2021 年 1 月分 (2 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2021 年 2 月分 (3 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2021 年 3 月分 (4 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2021 年 4 月分 (5 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-554-841（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2021 年 2 月 26 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの
支払期日の延長等について（2 月 26 日一部変更）**

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2020 年 11 月分、12 月分、2021 年 1 月分、2 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。また、2021 年 3 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～10 月分 (4 月～11 月ご請求)	5 ヶ月間	
11 月分 (12 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
12 月分 (1 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
2021 年 1 月分 (2 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2021 年 2 月分 (3 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2021 年 3 月分 (4 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-554-841（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2021 年 1 月 25 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの
支払期日の延長等について（1 月 25 日一部変更）**

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2020 年 10 月分、11 月分、12 月分、2021 年 1 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。
また、2021 年 2 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～9 月分 (4 月～10 月ご請求)	5 ヶ月間	
10 月分 (11 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
11 月分 (12 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
12 月分 (1 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
2021 年 1 月分 (2 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2021 年 2 月分 (3 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

≪厚生労働省ホームページ≫

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先
株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-554-841（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2020 年 12 月 22 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの
支払期日の延長等について（12 月 22 日一部変更）**

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2020 年 9 月分、10 月分、11 月分、12 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、2021 年 1 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～8 月分 (4 月～9 月ご請求)	5 ヶ月間	
9 月分 (10 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
10 月分 (11 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
11 月分 (12 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
12 月分 (1 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
2021 年 1 月分 (2 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-554-841（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2020 年 11 月 20 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの
支払期日の延長等について（11 月 20 日一部変更）**

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2020 年 8 月分、9 月分、10 月分、11 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。

また、12 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～7 月分 (4 月～8 月ご請求)	5 ヶ月間	
8 月分 (9 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
9 月分 (10 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
10 月分 (11 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
11 月分 (12 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
12 月分 (1 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-554-841（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2020 年 10 月 16 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの
支払期日の延長等について（10 月 16 日一部変更）**

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2020 年 7 月分、8 月分、9 月分、10 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。また、11 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～6 月分 (4 月～7 月ご請求)	5 ヶ月間	
7 月分 (8 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
8 月分 (9 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
9 月分 (10 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
10 月分 (11 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
11 月分 (12 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-554-841（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2020 年 9 月 3 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの 支払期日の延長等について（9 月 3 日一部変更）

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2020 年 6 月分、7 月分、8 月分、9 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。また、10 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分～5 月分 (4 月～6 月ご請求)	5 ヶ月間	
6 月分 (7 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
7 月分 (8 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
8 月分 (9 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
9 月分 (10 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
10 月分 (11 月ご請求)	—	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-554-841（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2020 年 8 月 7 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの
支払期日の延長等について (8 月 7 日一部変更)**

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金の支払いにお困りの適用対象のお客さまからお申し出があった場合には、支払期日を延長する特別措置などの対応を行っております。

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。なお、申請方法等については変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2020 年 5 月分、6 月分、7 月分、8 月分について、さらなる支払い期日の延長をいたします。また、9 月分を 1 ヶ月延長いたします。

対象	これまでの延長期間	今回の延長期間
2020 年 3 月分・4 月分 (4 月・5 月ご請求)	5 ヶ月間	
5 月分 (6 月ご請求)	4 ヶ月間	5 ヶ月間
6 月分 (7 月ご請求)	3 ヶ月間	4 ヶ月間
7 月分 (8 月ご請求)	2 ヶ月間	3 ヶ月間
8 月分 (9 月ご請求)	1 ヶ月間	2 ヶ月間
9 月分 (10 月ご請求)	-	1 ヶ月間

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-554-841 (平日 9 時～17 時 年末年始除く)

お客さま 各位

2020 年 7 月 21 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの
支払期日延長等について（7 月 21 日一部変更）**

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、経済産業省からの要請に基づく特別措置として、電気料金の支払期日の延長を適用しております。（2020 年 3 月 23 日、4 月 27 日 5 月 15 日および 6 月 26 日にお知らせ済み）

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。

なお、申請方法等については 2020 年 5 月 15 日のお知らせから変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2020 年 3 月・4 月分（4 月・5 月ご請求）の電気料金の支払期日を 5 ヶ月延長

2020 年 5 月分（6 月ご請求）の電気料金の支払期日を 4 ヶ月延長

2020 年 6 月分（7 月ご請求）の電気料金の支払期日を 3 ヶ月延長

2020 年 7 月分（8 月ご請求）の電気料金の支払期日を 2 ヶ月延長

2020 年 8 月分（9 月ご請求）の電気料金の支払期日を 1 ヶ月延長

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先
株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-554-841（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2020 年 6 月 26 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

**新型コロナウイルス感染症の影響でスミリンでんき電気料金の支払いにお困りのお客さまへの
支払期日延長等について（6 月 26 日一部変更）**

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、経済産業省からの要請に基づく特別措置として、電気料金の支払期日の延長を適用しております。（2020 年 3 月 23 日、4 月 27 日および 5 月 15 日にお知らせ済み）

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。

なお、申請方法等については 2020 年 5 月 15 日のお知らせから変更ございません。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2020 年 3 月・4 月分（4 月・5 月ご請求）の電気料金の支払期日を 4 ヶ月延長

2020 年 5 月分（6 月ご請求）の電気料金の支払期日を 3 ヶ月延長

2020 年 6 月分（7 月ご請求）の電気料金の支払期日を 2 ヶ月延長

2020 年 7 月分（8 月ご請求）の電気料金の支払期日を 1 ヶ月延長

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先

株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-554-841（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2020 年 5 月 15 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴うスミリンでんき電気料金の特別措置について（措置内容の一部変更）

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、経済産業省からの要請に基づく特別措置として、電気料金の支払期日の延長を適用しております。（2020 年 3 月 23 日、2020 年 4 月 27 日お知らせ済み）

このたび、緊急事態宣言の延長等を受け、下記のとおり特別措置の内容を一部変更させていただきます。

敬具

記

■ 特別措置の適用対象となるお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

■ 特別措置の内容

2020 年 3 月・4 月分（4 月・5 月ご請求）の電気料金の支払期日を 3 ヶ月延長

2020 年 5 月分（6 月ご請求）の電気料金の支払期日を 2 ヶ月延長

2020 年 6 月分（7 月ご請求）の電気料金の支払期日を 1 ヶ月延長

<特別措置の申込方法>

ご希望されるお客さまは、以下へお問い合わせください。

*既にお申し出いただいているお客さまについては、変更後の特別措置を適用させていただきますので、再申込みは不要です。

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」については厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先
株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-554-841（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2020 年 4 月 27 日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

(代理事業者：住友林業株式会社)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴うスミリンでんき電気料金の特別措置について（措置内容の一部変更）

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、経済産業省からの要請に基づく特別措置として、電気料金の支払期日の延長を適用しております。（2020 年 3 月 23 日お知らせ済み）

このたびの新型コロナウイルスの感染拡大を受け、下記のとおり特別措置の内容を一部変更させていただきます。

敬具

記

■ 特別措置の変更内容

2020 年 3 月・4 月分（4 月・5 月ご請求）の電気料金の支払期日を 1 ヶ月延長から 2 ヶ月延長へ変更

■ 参考

経済産業省発表（2020 年 4 月 24 日）

「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、電気・ガス料金の支払いが困難な皆様へ」について詳しくは経済産業省ホームページをご覧ください。

「<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200424010/20200424010.html>」

<特別措置の申込方法>

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」を受けているお客さま（受けるための手続きをされているお客さまを含む）からのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。ご希望されるお客さまは、以下へお問い合わせください。

* 既にお申し出いただいているお客さまについては、変更後の特別措置を適用させていただきますので、再申込みは不要です。

<変更後の特別措置の内容>

・支払期日の延長

2020 年 3・4 月分の電気料金の支払期日（支払い義務発生日の翌日から 30 日目）を原則として 2 ヶ月延長し、2020 年 5 月分の電気料金の支払期日を原則として 1 ヶ月延長いたします。

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先
株式会社ファミリーネット・ジャパン

0120-554-841（平日 9 時～17 時 年末年始除く）

お客さま 各位

2020 年 3 月 23 日
株式会社ファミリーネット・ジャパン
(代理事業者：住友林業株式会社)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴うスミリンでんき電気料金の特別措置について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に電気料金の支払いが困難な事情があるお客さまに対して、経済産業省から電気料金の支払期日の延長を要請されております。

このような状況を踏まえ、下記の通り、特別措置を講ずることをお知らせいたします。

敬具

記

(1) 特別措置の適用について

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸与（3 月 25 日受付開始）※」を受けているお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。ご希望されるお客さまは、以下へお問い合わせください。

(2) 特別措置の内容

2020 年 3 月・4 月・5 月の電気料金について、支払期日（支払義務発生日の翌月 1 日から起算して 30 日目の日）を原則として 1 か月間延長いたします。

※：「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

《厚生労働省ホームページ》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsufukushi-shikin1/index.html

■参考（経済産業省発表：2020 年 3 月 19 日）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ
<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html>

以上

本特別措置に関するお問い合わせ先
株式会社ファミリーネット・ジャパン
0120-769-677（携帯電話・PHS 可）
平日 9 時～17 時（年末年始を除く）